

天満屋ギフトカードご利用約款

第1条(約款の趣旨)

株式会社天満屋、株式会社米子天満屋、(株)天満屋ストア(以下「当社」といいます。)は、当社の発行する天満屋ギフトカードを、この約款にしたがって取り扱うものとし、天満屋ギフトカードの所有者(以下「お客様」といいます。)は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条(天満屋ギフトカードが利用できる場合)

1. お客様は、天満屋ギフトカードを「ご利用店一覧」に記載された当社各店で商品を購入、し、またはサービスの提供を受ける際に、天満屋ギフトカードのご利用可能残高の範囲内で代金のお支払にご利用いただけます。ただし、天満屋百貨店商品券、全国百貨店共通商品券、天満屋ギフトカード、地金類、みのり会積立会費、宝くじ、切手、収人印紙、はがき、プレイガイド前売券、ギフト券(一部)、その他当社が天満屋ギフトカードの利用が出来ないものとして指定した商品等のお支払いにはご利用いただけません。
2. お客様が前項により天満屋ギフトカードをご利用になる場合には、当社指定の方法により、天満屋ギフトカードのご利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を出金いたします。
3. お客様からご提示いただいた天満屋ギフトカードのご利用可能残高が商品等の代金に満たない場合は、不足金額を現金または当社の指定する方法によりお支払いいただきます。
4. お支払いの際に、天満屋ギフトカードのご利用枚数を制限させていただくことがあります。なお、各カードの利用可能残高を1枚に統合することはできません。
5. 天満屋ギフトカードをご利用いただける店舗は、店舗の新設または統廃合等の事情によって、増減することがあります。

第3条(ご利用可能残高の確認方法)

1. 天満屋ギフトカードのご利用金額およびご利用可能残高は、当社が定める方法でご確認ください。
2. 天満屋ギフトカードのご利用金額及び利用後のご利用可能残高が表示されたレシートをご確認いただき、レシート引渡し時にお客様から特段の申し出がない限り、お客様は天満屋ギフトカードのご利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとします。
3. 天満屋ギフトカードの確認については、各店の商品券売場にお問い合わせください
4. 天満屋ギフトカードは、カードの発行後にチャージすることはできませんので、ご了承ください。

第4条(天満屋ギフトカードをご利用できない場合1)

次の場合には、天満屋ギフトカードをご利用いただくことはできません。

1. 天満屋ギフトカードが偽造、変造されたものであるとき。
2. お客様が天満屋ギフトカードを違法に取得したとき、または違法に取得された天満屋ギフトカードであることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。

第5条(天満屋ギフトカードをご利用できない場合2)

天満屋ギフトカードの破損、カードリーダーの故障、停電、システム障害、メンテナンス、その他、やむを得ない事情等により、取扱店のカードリーダーで天満屋ギフトカードのご利用残高の読み取りまたは出金することができない場合には、お客様は、天満屋ギフトカードをご利用いただけませんのでご了承ください。

第6条(天満屋ギフトカードの再交付をする場合)

1. 天満屋ギフトカードの破損の原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、天満屋ギフトカードの磁気情報またはカード裏面に表示されているカード番号が判読可能であるときは、当社の判断によりお客様は当社の定める方法で当該天満屋ギフトカードをご提示いただくことにより、天満量ギフトカードの再交付を受けることができます。
2. 前項により、天満屋ギフトカードを交付する場合において、天満屋ギフトカードの図柄または機能の一部について、従前の天満屋ギフトカードと異なる場合がありますので、ご了承ください。

第7条(天満屋ギフトカードの再交付をしない場合)

天満屋ギフトカードの盗難・紛失またはこれらに準じて天満屋ギフトカードのご利用可能残高の全部もしくは一部を失われた場合等には、当社は前条の取扱いをいたしません。

第8条(換金の禁止)

天満屋ギフトカードは、現金との引換えはできません。

第9条(天満屋ギフトカードの有効期限)

天満屋ギフトカードに有効期限はありません。

第10条(天満屋ギフトカードの終了)

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合により天満屋ギフトカードのお取引を終了することがあります。
2. 前項により、天満屋ギフトカードのお取引を終了する場合、当社はホームページへの掲載その他の当社所定の方法により、その事実を告知いたします。

3. 前2項により天満屋ギフトカードのお取引を終了する場合、お客様は第8条の規定にかかわらず、当社が定める方法で天満屋ギフトカードをご提出いただくことによりご利用可能残高の払戻しを受けることができるものとし、当該払戻方法を前項の事実併せて告知いたします。なお、当社は、当社所定の払戻期間を設けるとともに、その期間経過後は、払戻しを行わないこととさせていただきますので、ご了承ください。

第11条(取扱いの変更)

天満屋ギフトカードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法を取るものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

2. 天満屋ギフトカードの取扱いに関する、新規契約の締結等により、他の百貨店において天満屋ギフトカードの取扱いを開始することがあります。この場合も、前項に基づきこの約款を変更いたしますので、ご了承ください。

以上